

告示

埼玉県告示第四百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、九郷阿保領用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
監事	久保武雄	本庄市児玉町下浅見六百四十八番地
同	高月政男	同 西富田七百七十三番地一
同	福嶋信夫	児玉郡神川町大字肥土五百七十六番地一
同	川田種利	同 上里町大字藤木戸十番地

二 退任

職名	氏名	住所
監事	久保武雄	本庄市児玉町下浅見六百四十八番地
同	中澤龍夫	同 西富田四百十一番地一
同	福嶋信夫	児玉郡神川町大字肥土五百七十六番地一
同	川田種利	同 上里町大字藤木戸十番地